新潟市難病対策地域協議会 部会報告 令和3年度新潟市難病対策地域協議会研修計画について

対象	専門職	多職種連携	難病患者等ホームヘルパー養成研修
N 3K	介護支援専門員	夕 戦性建防	無柄忘行寺小 ムベルバ 後成前修
目的	・神経難病の理解を深める ・ケアプラン作成等で難病患者支援に活かす	・多職種の役割の理解 ・連携を深め、顔の見える関係づくりを図る	適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識・技術を有するホームヘルパーを養成する 県と共催、隔年開催
日時	令和3年7月13(火) 14:00~16:30	11月~12月	10~11月頃に、2回1コース
方法	オンライン研修会	オンライン研修会	オンライン研修会
内容	①医師による講演(基礎知識) ②難病患者支援者のためのハンドブック等説明 ③事例紹介 ④情報提供(ヤングケアラー、熱中症)	①医師による講演(地域や多職種の連携) ②難病患者支援者のためのハンドブック説明 〈対象者〉 介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、看護師、リハビリ専門職、地域包括支援センター、ホームヘルパー、相談支援専門員、保健師等	①医師による講演 ②特定医療費(指定難病)制度説明 ③患者心理の理解 ④ロールプレイング
研修 実施 状況	<h30年度> 前年度未受講者に案内 ・参加者:80名(申込み92名、定員100名) <r1年度> ・参加者:72名(申込み80名、定員100名) <r2年度> ・新型コロナウイルス感染症影響のため実施なし</r2年度></r1年度></h30年度>	< H30年度> -参加者:111名(申込み137名、定員100名) <r1年度> -参加者:90名(申込み98名、定員100名) <r2年度> -接続件数:80件(申込み82件136名、定員150名)</r2年度></r1年度>	<h29年度> •1回目61人(新潟市19人、新潟県42人) •2回目55人(新潟市14人、新潟県41人) <r1年度> •1回目50人(新潟市25人、新潟県25人) •2回目43人(新潟市19人、新潟県24人)</r1年度></h29年度>
方向性		・パーキンソン病について研修会を実施・パーキンソン病の病状の進行と支援者がどのようなタイミングで支援に入るのかイメージできると良い。	

日(歳)
)
)
)
)
)
)
3 · 4 · 5
級
家族構成図等)

送付日

保健所記載欄 🔲 地区担当保健師へ送付済

令和2年度難病患者支援者のためのハンドブック 配付

(1)説明等を行った会議・研修会等

日にち	会議・研修名	配付数	備考
R2.8.5	センター・ステーション会議	30	対面での説明
R2.10.23	新潟県難病医療ネットワークオ ンライン研修会	0	研修会参加者100名
R2.11.5	新潟市難病対策地域協議会(部会)	0	
R2.12.15	多職種連携研修会(オンライン)	0	研修会申込み者136名
R3.2.9	新潟市難病対策地域協議会	0	
合計		30	

(2)その他の周知

日にち	周知内容	配付数	備考
R2.8	難病ニュースレターに掲載	600	新潟県難病医療ネットワークが毎年発行しているニュースレターに掲載 配付先:県内保健所、医療機関等

(3)関係機関への配付

日にち	所属	配付数	備考
	各区保健師、関係部署	210	関係部署(こども家庭課、高齢者支援課、こころの健康センター、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、地域医療推進課、介護保険課、保険年金課)
R2.4.17	社会福祉協議会	30	
	基幹相談支援センター	8	
	難病相談支援センター	10	
	訪問看護ステーション	67	ガイドブックも同時送付
R2.5.29	R2年度新潟市難病対策地域協 議会委員	21	ガイドブックも同時送付
R2.6.23	新潟県難病医療ネットワーク	20	
R2.7.7	各地域包括支援センター	29	更新申請自動更新の周知と一緒に送付
R2.7.7	居宅介護支援事業所	265	更新申請自動更新の周知と一緒に送付
R2.8.5	センター・ステーション会議	30	ニュースレターを見て、連絡
R2.10.5	あいりす訪問看護ステーション	15	ニュースレターを見て、連絡
R2.10.6	椿田病院 地域連携室	10	ニュースレターを見て、連絡
R2.10.9	佐渡総合病院 佐渡訪問看護 ステーション	7	ニュースレターを見て、連絡
R2.10.15	西新潟中央病院みさと訪問看護 ステーション	1	

資料6

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

現状•課題

令和3年5月17日

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 〇 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援 支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討(SNS等オンライン相談も有効)。
- 〇 関係機関連携支援
 - 多機関連携によるヤングケアラ─支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施(就労支援を含む)。
 - 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を 検討。
- 教育現場への支援 スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討 家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配意するなどヤングケアラーが ケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム

立ち上げの背景

- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。
- ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護・医療・障害・教育分野の連携が 重要。
- これらを踏まえ、厚労副大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図る。

構成員

共同議長 厚生労働副大臣 山本 博司

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長 厚生労働省健康局難病対策課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会•援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部精神•障害保健課長

厚生労働省老健局認知症施策。地域介護推進課長

共同議長 文部科学副大臣 丹羽 秀樹

文部科学省初等中等教育局長 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 文部科学省総合政策局地域学習推進課長

開催実績

第1回<3月17日>

- 関係部局におけるヤングケアラー支援に係る取組について
- 〇 関係者ヒアリング
 - 成蹊大学文学部教授 澁谷智子氏
 - 一般社団法人日本ケアラー連盟

第2回<4月12日>

- 令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告
- ヤングケアラー支援に向けた主な論点、課題の整理
- 〇 関係者ヒアリング
 - 埼玉県(福祉部地域包括ケア課・教育局市町村支援部人権教育課)
 - 中核地域生活支援センターがじゅまる

第3回<4月26日>

- 〇 関係者ヒアリング
 - Yande株式会社代表取締役 宮崎成悟氏
- 精神疾患の親をもつ子どもの会「こどもぴあ」
- 弁護士 藤木和子氏
- 尼崎市(教育委員会事務局学校教育部こども教育支援課)

第4回<5月17日>

〇 とりまとめ報告(案)

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族 に代わり、買い物・料 理・掃除・洗濯などの家 事をしている



家族に代わり、幼いきょ うだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りを している



目を離せない家族の見守 りや声かけなどの気づか いをしている



日本語が第一言語でない 家族や障がいのある家族 のために通訳をしている



家計を支えるために労働 をして、障がいや病気の ある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族 に対応している



がん・難病・精神疾患な ど慢性的な病気の家族の 看病をしている



障がいや病気のある家族 の身の回りの世話をして いる



障がいや病気のある家族 の入浴やトイレの介助を している

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: Izumi Shiga

熱中症警戒アラート

発表時の予防行動

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごと(※)に発表されます。

発表されている日には、外出を控える、エアコンを使用する等の、 熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。

※北海道、鹿児島、沖縄は府県予報区単位





外出はできるだけ控え、暑さを避けましょう

- ●熱中症を予防するためには 暑さを避けることが最も 重要です。
- ●昼夜を問わず、エアコン等を 使用して部屋の温度を調整 しましょう。
- ●不要不急の外出はできるだけ避けましょう。





熱中症のリスクが高い方に声かけをしましょう

●高齢者、子ども、持病のある方、肥満の方、 障害者等は熱中症になりやすい方々です。 これらの熱中症のリスクが高い方には、 身近な方から、夜間を含むエアコンの使用や こまめな水分補給等を行うよう、 声をかけましょう。





環境省 熱中症



環境省



より詳しい情報は…

環境省:https://www.wbgt.env.go.jp/

気象庁: https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.html



熱中症警戒アラート発表時の予防行動



普段以上に「熱中症予防行動」を実践しましょう

- ●のどが渇く前にこまめに 水分補給しましょう。 (1日あたり1.2Lが目安)
- ●涼しい服装にしましょう。



●屋外で人と十分な距離 (2メートル以上)を確保できる 場合は適宜マスクをはずし ましょう。



外での運動は、原則、中止/延期をしましょう

●身の回りの暑さ指数 (WBGT) に応じて 屋外やエアコン等が設置されていない屋内 での運動は、原則、中止や延期をしましょう。







暑さ指数 (WBGT) を確認しましょう

- ●身の回りの暑さ指数 (WBGT) を行動の目安にしましょう。
- ■暑さ指数は時間帯や場所によって大きく異なるため、 身の回りの暑さ指数を環境省熱中症予防情報サイトや 各現場で測定して確認しましょう。

※環境省熱中症予防情報サイト: https://www.wbgt.env.go.jp/





熱中症とは

熱中症とは、暑い環境で体温の調整ができなくなった状態で、めまいや吐き気、頭痛、失神等様々な症状をきたし、 最悪の場合は死に至る疾患です。誰でもなる可能性があり、運動中だけでなく、室内でも起こります。日頃からしっ かり予防するようにしましょう。

暑さ指数 (WBGT) とは

暑さ指数(WBGT)とは、気温、湿度、輻射熱(日差し等)からなる熱中症の危険性を示す指標で、「危険」「厳重警戒」「警戒」「注意」「ほぼ安全」の5段階があります。段階ごとに熱中症を予防するための生活や運動の目安が示されていますので、日常生活の参考にしましょう。



